

○南伊勢町建設工事に係る共同企業体取扱要綱

平成20年6月1日

告示第25号

南伊勢町建設工事に係る共同企業体取扱要綱(平成17年南伊勢町告示第58号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 特定建設工事共同企業体(第3条—第12条)

第3章 経常建設共同企業体(第13条—第22条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この告示は、南伊勢町が発注する建設工事に係る建設工事共同企業体の基本的要件及び競争入札参加資格審査に関し必要な事項を定め、その適正な活用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「特定建設工事共同企業体」とは、技術的難度の高い工事又は大規模な工事の施行に際し、技術力等を結集して工事の安定的施工を確保するため、町の発注する工事ごとに結成される共同企業体をいう。

2 この告示において「経常建設共同企業体」とは、町内に本店を有する中小建設業者が、継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施行力を強化することを目的として結成される共同企業体をいう。

3 この告示において「中小建設業者」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条の要件を満たす者をいう。

4 この告示において「本店」とは、建設業法(昭和24年法律第100号)第31条第1項の営業所のうち主たる営業所をいう。

第2章 特定建設工事共同企業体

(施工方式等)

第3条 特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)は、構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式とする。

2 異業種間の共同企業体は、これを認めない。

3 共同企業体と単体企業の混合入札は、これを認めない。

(構成員の数)

第4条 共同企業体の構成員の数は、2社又は3社とする。ただし、特に大規模な事業である又は多種の工種にわたる等必要があると認められる工事については、4社とすることができるものとする。

(構成員の資格)

第5条 共同企業体の全ての構成員は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 対象工事に対する建設業法の許可業種について、特定建設業の許可を有して、5年以上の施工実績のある者であること。
- (2) 対象工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請として一定の実績があり、かつ、当該工事と同種の工事を施工した経験がある者であること。ただし、一般競争入札、公募型指名競争入札に基づいて資格要件を定めた場合は、この限りでない。
- (3) 工事を請け負った場合には、工事現場に監理技術者又は主任技術者を、各構成員ごとに配置できること。なお、当該工事が建設業法第26条第3項に該当する場合、配置する技術者は、工事現場ごとに専任でなければならない。

(出資比率)

第6条 共同企業体の全ての構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上であるものとする。

(代表者)

第7条 共同企業体の代表者は、より大きな施工能力を有するものとする。ただし、格付けの異なる者の間では、上位等級の者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

(対象工事)

第8条 共同企業体が施工する工事の規模は、次のとおりとする。

- (1) 土木一式工事、建築一式工事の規模は、それぞれ設計金額が1億円以上の工事とする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、工事の規模、内容等に照らし共同企業体による施工が必要と認められる工事については、共同企業体に発注することができる。また、共同企業体による施工になじまないと認められる工事については、対象外とすることができます。

(工事の指定)

第9条 共同企業体が施工する工事の指定は、対象工事を担当する事業課の課長が南伊勢町指名審査会(以下「審査会」という。)の審査を経て行うものとする。

(特定建設工事共同企業体を構成する企業の資格要件及び結成)

第10条 事業課長が、前条の規定に基づく工事の指定を行おうとするときは、当該工事の共同企業体の構成員に適した企業の資格要件を内申し、審査会の審査を受けなければならない。

2 前項の規定により資格要件があると認められた企業は、任意に共同企業体を結成するものとする。この場合、一つの企業は二つ以上の共同企業体の構成員となることはできない。
(共同企業体の指名競争参加申請)

第11条 前条第2項の規定により結成された共同企業体は、事業課長の指定する日までに、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 特定建設工事共同企業体入札参加資格申請書(様式第1号)
 - (2) 特定建設工事共同企業体協定書(様式第2号)(写し)
 - (3) 使用印鑑届(様式第3号)
 - (4) 委任状(様式第4号)(県外に本店を有する企業のみ)
- (共同企業体の指名)

第12条 事業課長は、前条の規定により申請のあった共同企業体を審査会に内申し、適正であると認められたときは、当該指名通知書により共同企業体の代表者に入札指名通知を行うものとする。

第3章 経常建設共同企業体

(施行方式)

第13条 経常建設共同企業体は、各構成員が一体となって工事を施工する共同施行方式とする。

2 異業種間の経常建設共同企業体は、これを認めない。

(資格及び対象工事)

第14条 町工事の入札への参加を希望する経常建設共同企業体は、町に入札参加資格審査の申請を行い、希望する工事の種類に対応する業種(以下「希望業種」という。)の資格の認定を受けなければならない。

2 資格認定を受けた経常建設共同企業体は、単体企業に準じて町の工事の入札に参加できるものとする。ただし、特定建設工事共同企業体の構成員になることはできない。

3 構成員に特定建設業の許可を有する者がいる場合、当該経常建設共同企業体は特定建設業許可を有する単体企業に準じて取り扱うものとする。この場合において、当該経常建設共同企業体が請け負った工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額が建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上になる場合においては、特定建設業の許可

を有する構成員が、同法第26条第2項の規定に基づく監理技術者を配置しなければならない。

- 4 資格認定を受けた経常建設共同企業体の各構成員は、当該経常建設共同企業体の希望業種について、単体企業として町工事の入札には参加できないものとする。ただし、当該経常建設共同企業体が解散により資格を失ったときは、この限りでない。

(構成員の数)

第15条 経常建設共同企業体の構成員の数は、2社又は3社とする。

(組合せ)

第16条 経常建設共同企業体の構成員は、その結成時及び資格審査の申請を行う時点において、次の各号に掲げる要件を全て満たした組合せでなければならない。

- (1) 全ての構成員が、単体企業として希望業種の町建設工事入札参加資格の認定を受けしており、その等級が同一等級に属していること。
- (2) 結成する経常建設共同企業体の等級が、当該建設共同企業体の構成員の等級より上位となること又は、総合点数が1000点に満たない者が結成する経常建設共同企業体にあっては、その総合点数が1000点以上となること。

(構成員の資格)

第17条 経常建設共同企業体の全ての構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 町内に本店を有する中小建設業者等であること。
- (2) 希望業種の建設許可を受けてから営業年数が3年以上であること。また、建設業法第28条の規定による指示又は営業停止処分を受けた者にあっては、当該処分を受けた日から3年以上経過していること。
- (3) 希望業種について元請としての施行実績を有すること。
- (4) 他の経常建設共同企業体の構成員でないこと。
- (5) 工事を請け負った場合には工事現場に、監理技術者又は主任技術者を構成員ごとに配置できること。なお、当該工事が、建設業法第26条第3項の規定に該当する場合、配置する技術者は工事現場ごとに専任でなければならない。

(結成方法及び代表者)

第18条 経常建設共同企業体は、自主結成とし、その代表者は構成員において決定された者とする。

(構成員の出資比率)

第19条 経常建設共同企業体の全ての構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上でなけれ

ばならない。

(入札参加資格審査等)

第20条 経常建設共同企業体として指名競争入札参加資格審査の申請を希望する者は、毎年6月1日から同月15日までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の間に次の書類を提出しなければならない。

- (1) 経常建設共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書(様式第5号)
- (2) 経常建設共同企業体協定書(様式第6号)(写し)
- (3) 使用印鑑届(様式第3号)
- (4) 誓約書(様式第7号)
- (5) 各構成員の経営事項審査結果通知書の写し

2 前項の申請を希望する者は、同項の申請事項に変更が生じた場合については、遅滞なく変更届を提出するものとする。

(認定資格の有効期限)

第21条 前条の指名競争入札参加資格審査の有効期限は、毎年度7月1日から翌年度の6月30日までとする。ただし、年度の途中に指名競争入札資格審査を申請した者の有効期限は、その受付を行った日から翌年度6月30日までとする。

2 前項の有効期間中に経常建設共同企業体を解散したときは、速やかに解散届(様式第8号)を提出するものとする。

3 前項の規定により解散した者は、第1項の有効期間中において同構成員又は他の構成員と再度、経常建設共同企業体を結成できないものとする。ただし、前項の解散が構成員の廃業による場合については、この限りでない。

(資格の取消し)

第22条 町長は、前条の認定資格の有効期間中であっても、次の各号に該当する場合には、経常建設共同企業体に認定した資格の一部又は全部を取り消すことができるものとする。

- (1) 入札参加資格審査申請書及び添付書類に偽りがあるとき。
- (2) 経常建設共同企業体又はその一部の構成員が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当したとき。
- (3) 経常建設共同企業体の一部の構成員が建設業法第28条の規定による営業停止の処分を受けたとき。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の南伊勢町建設工事に係る共同企業体取扱要綱(平成17年南伊勢町告示第58号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(令和4年3月9日告示第17号)

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の南伊勢町建設工事に係る共同企業体取扱要綱の規定によりなされた手續その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号 (第11条類似)

特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

年　　月　　日

南伊勢町長 ○ ○ ○ ○ あて

今般、連帶責任によって○○○○○工事の施工を行うため、○○建設株式会社代表取締役○○○○を代表者とする○○・○○○・○○特定建設工事共同企業体を結成したので、指定の書類を添えて入札参加を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

1 共同企業体の名称 ○○・○○○・○○特定建設工事共同企業体

2 共同企業体の構成員

(1) 代表者 住 所：

名称又は商号：

代表者名： 印

(2) 構成員 住 所：

名称又は商号：

代表者名： 印

構成員 住 所：

名称又は商号：

代表者名： 印

3. 構成員の建設業許可の状況

名称又は商号	許可番号	許可年月日	許可業種
	大臣許可 知事許可 特・般 () 第 号		
	大臣許可 知事許可 特・般 () 第 号		
	大臣許可 知事許可 特・般 () 第 号		
	大臣許可 知事許可 特・般 () 第 号		
共同企業体の事務所所在地	郵便番号 () 電話番号 ()		

(様式第1—2号)

特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書変更届

年　月　日

南伊勢町長　〇〇〇〇　あて

共同企業体の名称_____ 特定建設工事共同企業体

代表者　住　　所：

商号又は名称：

代表者氏名　：

構成員　住　　所：

商号又は名称：

代表者氏名　：

構成員　住　　所：

商号又は名称：

代表者氏名　：

下記のとおり変更しましたので届け出ます。

記

経常共同企業体業者コード：

変更内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

様式第2号（第11条関係）

特定建設工事共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帶して営むことを目的とする。

- （1）南伊勢町発注に係る〇〇〇〇〇〇〇〇工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、「建設工事」という。）の請負に関すること。
- （2）前号に付帯する事業に関すること。

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇〇〇〇〇特定建設工事共同企業体（以下、「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、年月日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地	株式会社〇〇〇建設〇〇支店
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地	株式会社〇〇土建〇〇営業所
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地	〇〇建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、株式会社〇〇〇建設〇〇支店を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

株式会社〇〇〇建設〇〇支店	〇〇%
株式会社〇〇土建〇〇営業所	〇〇%
〇〇建設株式会社	〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参考やくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、機構及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、株式会社〇〇銀行〇〇支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口貯金口座によって取引を行うものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算を行うものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

- 第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完了する日までは脱退することができない。
- 2 構成員のうち工事途中において、前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帶して建設工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかつた場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には、利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

- 第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。
- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

- 第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

- 第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

- 第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事に関して契約の内容に適合しないものがあったときは、各構成員は共同連帶してその責を負うものとする。

(協定書に定めのない事項)

- 第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において協議のうえ定めるものとする。

株式会社〇〇〇建設〇〇支店、株式会社〇〇土建〇〇営業所及び〇〇建設株式会社は、上記のとおり④④④特定建設工事共同企業体を結成したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年　　月　　日

株式会社〇〇〇建設〇〇支店
支店長 〇〇〇〇 印
株式会社〇〇土建〇〇営業所
営業所長 〇〇〇〇 印
〇〇建設株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 印

様式第3号(第11・20条関係)

使　用　印　鑑　届

社　　印

代　表　者　印

使　用　印

上記の印鑑は、代金の請求及び受領のため使用したいからお届けします。

年　　月　　日

共同企業体の名称

経常建設共同企業体
特定建設工事共同企業体

共同企業体代表者

住　　所：

名称又は商号：

代表者名：印

委任状

年 月 日

南伊勢町長 ○ ○ ○ ○ あて

株式会社○○○○建設

代表取締役 ○○○○○○ 印

私は、南伊勢町が発注する○○○○○○○○○○工事において、株式会社○○建設○○支店長○○○○○を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- 1 特定建設工事共同企業体結成に関する一切の権限
- 1 見積り、入札に関する一切の権限
- 1 前項に関し復代理人選任の権限
- 1 工事請負契約の締結及び履行に関する一切の権限
- 1 工事請負代金の請求及び受領に関する一切の権限
- 1 その他上記に付随する一切の権限

受任者

株式会社○○○○建設○○支店

支店長 ○○○○○○○

様式第5号(第20条類似)

経常建設共同企業体入札参加資格審査申請書

年 月 日

南伊勢町長 ○ ○ ○ ○ あて

共同企業体の名称 _____ 経常建設共同企業体

代表者 住 所 :

名称又は商号 :

代表者名 : 印

構成員 住 所 :

名称又は商号 :

代表者名 : 印

構成員 住 所 :

名称又は商号 :

代表者名 : 印

今般、連帯責任によって請負工事の共同施工を行うため、株式会社○○建設代表取締役
○○○○○を代表者とする○○・△△経常建設共同企業体を結成したので、同企業体を貴
町施工の建設工事の入札に参加致したく、別添のとおり関係書類を添えて申請致します。

なお、この申請書及び添付書類に記載の事項は、全て事実と相違ないことを誓約いたし
ます。

(構成員の建設業許可の状況)

名称又は商号	許可番号	許可年月日	許可業種
	大臣許可 知事許可 特・般 () 第 号		
	大臣許可 知事許可 特・般 () 第 号		
	大臣許可 知事許可 特・般 () 第 号		
	大臣許可 知事許可 特・般 () 第 号		
共同企業体の事務所所在地	郵便番号 () 電話番号 ()		
経常建設共同企業体として 入札に参加を希望する業種			

様式第5—2号

経常建設共同企業体入札参加資格審査申請書変更届

年 月 日

南伊勢町長 ○○○○ あて

共同企業体の名称_____ 経常建設共同企業体

代表者 住 所 :

商号又は名称 :

代表者氏名 :

構成員 住 所 :

商号又は名称 :

代表者氏名 :

構成員 住 所 :

商号又は名称 :

代表者氏名 :

下記のとおり変更しましたので届け出ます。

記

変更内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

様式第6号（第20条関係）

経常建設共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、建設事業を共同連帶して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、○○○○○経常建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を○○○○○○町○○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、その存続期間は 年 月 日までとする。ただし、存続期間を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後3ヶ月を経過するまでの間は解散することができない。なお、この存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

2 前項の存続期間内であっても、請負工事の履行後3ヶ月を経過しつつ履行中の工事を有しない場合には、構成員全員の同意を得て当企業体を解散することができる。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

三重県度会郡南伊勢町○○○番地	株式会社○○建設
三重県度会郡南伊勢町○○○番地	株式会社○○土建

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、株式会社○○建設を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、次のとおりとする。

株式会社○○建設	○○%
株式会社○○土建	○○%

2 金銭以外による出資については、時価を参考の上構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、機構及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、株式会社〇〇銀行〇〇支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口貯金口座によって取引を行うものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算を行うものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において、前項の規定により脱退した者がある場合においては残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には、利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいざれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいざれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいざれかを代表者とすることができまするものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事に関して契約の内容に適合しないものがあったときは、各構成員は共同連帯してその責を負うものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において協議の上定めるものとする。

株式会社〇〇建設と株式会社〇〇土建は、上記のとおり〇〇〇経常建設共同企業体を結成したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年　　月　　日

三重県度会郡南伊勢町 番地
株式会社〇〇建設 代表取締役社長〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 印
三重県度会郡南伊勢町 番地
株式会社〇〇土建 代表取締役社長〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 印

様式第7号（第20条関係）

誓 約 書

経常建設共同企業体を結成するにあたり、南伊勢町建設工事に係る共同企業体取扱要綱及び経常建設共同企業体協定書を遵守し、特に下記事項について改めて確認し異議無きことを誓約します。

結成した後、代表者・構成員のいずれかが倒産・銀行取引停止処分・廃業・建設業許可取り消し・営業の停止等、相応の理由がある場合以外は、解散しないことを誓約します。

南伊勢町建設工事に係わる共同企業体取扱要綱 拠抜

第14条4 資格認定を受けた経常建設共同企業体の各構成員は、当該経常建設共同企業体の希望業種について単体企業として町工事の入札には参加できないものとする。

ただし、当該経常建設共同企業体が解散により資格を失ったときはこの限りではない。

第17条 経常建設共同企業体の全ての構成員は、次の要件を満たすものとする。

(4) 他の経常建設共同企業体の構成員でないこと。

※ 例えば土木一式工事で経常JVの認定を受けている場合、他の構成員と舗装工事の経常JVを結成することは出来ません。《第17条(4)の徹底》

第11条 有効期間は翌年度の6月30日までとする。

3 解散した者は、有効期間において同構成員あるいは他の構成員と再度経常建設共同企業体を結成することができないものとする。

ただし、解散が構成員の廃業による場合については、この限りではない。

共同企業体の名称 _____ 経常建設共同企業体

代表者 住 所 _____

名称又は商号 _____

代表者名 _____ 印 _____

構成員 住 所 _____

名称又は商号 _____

代表者名 _____ 印 _____

構成員 住 所 _____

名称又は商号 _____

代表者名 _____ 印 _____

様式第8号（第21条関係）

経常建設共同企業体解散届

年　月　日

南伊勢町長　○　○　○　○　　あて

〇〇・〇〇経常建設共同企業体

代表者　　　　　　　印

年　月　日に結成した〇〇・〇〇経常建設共同企業体につきましては、　年
月　日解散しましたのでお届けします。

代表者　三重県度会郡南伊勢町　番地

株式会社　〇〇建設

代表取締役社長　印

構成員　三重県度会郡南伊勢町　番地

株式会社　△△建設

代表取締役社長　印

構成員　三重県度会郡南伊勢町　番地

株式会社　□□建設

代表取締役社長　印

様式第1号(第11条関係)

様式第1—2号

様式第2号(第11条関係)

様式第3号(第11・20条関係)

様式第4号(第11条関係)

様式第5号(第20条関係)

様式第5—2号

様式第6号(第20条関係)

様式第7号(第20条関係)

様式第8号(第21条関係)